

高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（概要）

平成29年11月 日
高校生等の冬山・春山登山の
事故防止のための有識者会議

1. 経緯・現状

- (1) スポーツ庁は、毎年、高校生等の冬山登山については原則禁止とする旨通知。
- (2) 平成29年3月27日栃木県那須町で発生した雪崩により、栃木県高等学校体育連盟主催の登山講習会（*）に参加していた生徒7名、教員1名が亡くなった。
* 高校登山部の活動として県内の7校<生徒46名、教員9>が参加
- (3) 栃木県教育委員会は、第三者による検証委員会を設置し、調査・検証を実施。本年10月15日、検証委員会がとりまとめた再発防止策を含めた最終報告書を公表。
- (4) 高校生等の冬山・春山登山の実施状況は 402校（登山部の約40%、全高校の約7%）

2. 基本的な方針

- (1) 高校生等の冬山登山は原則禁止。
冬山登山とは主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、雪崩等に伴う転滑落、低体温症等の遭難事故が発生する可能性のある環境下で行う活動
- (2) 高校生等の登山の教育的意義の観点から例外的に実施する場合は、必要な条件や留意点等を踏まえて、安全対策に最大限配慮して実施。

①必要な条件

- 安全な場所での基礎的な内容にとどめること（歩行技術や生活技術）
- 指導者の条件を整えること（原則2人以上の引率体制、外部指導者含む）
- 登山計画審査会の事前審査を受けること（各都道府県教委等で計画を審査）
- 校長及び保護者の了解を得ること（事前に行動範囲・内容等の計画を示す）
- 生徒へ事前指導等を行うこと（部活動で登山の基礎的内容やリスクを指導）

②実施上の留意点

- 計画作成、当日の活動、活動後の報告の各段階において留意すべき事項を整理

3. 高校登山部指導者の質の向上等

- (1) 登山部顧問の指導力育成（顧問の研修機会の確保、研修参加への配慮）
- (2) 外部指導者の活用（経験豊かな顧問が配置できない場合は外部指導者を活用）
- (3) 山岳関係団体との連携（学校は計画作成にあたり山岳関係団体に助言を要請）

4. 国、高体連（全国、県）、山岳関係団体等への提言

(1) スポーツ庁等

スポーツ庁：冬山登山の原則禁止や実施上の条件等の周知、研修会開催支援
国立登山研修所：指導者用テキストや生徒用啓発資料の作成、研修会の開催

(2) 高体連（全国、各都道府県）

実施状況の把握及び課題に対する対策の実施、研修会の開催 等

(3) 山岳関係団体

指導者用テキスト等の作成支援、学校への指導者等の派遣、登山指導者の育成